

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (08-32)
令和8年9月2日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長 藤川 康廣
賃金指導官 小野山 隆紀
(代表電話) 026(223)0555

長野県最低賃金が改正されます

～10月2日から時間額**1,117**円に～

初の1100円台

- 1 長野労働局長(木村^{きむら さとし} 聡)は、長野地方最低賃金審議会(会長:山本^{やまもと きょうこ} 恭子)から答申を受け、長野県最低賃金を56円引き上げて時間額1,117円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。長野県最低賃金は、令和8年10月2日から時間額1,117円に引き上げられることになります。
- 2 今後、長野労働局では、改正後の長野県最低賃金の周知と履行確保に努めてまいります。

また、賃金引上げに向けた支援策として、中小企業・小規模事業者向けの「業務改善助成金」をはじめとする各種助成金等の周知と利活用促進に取り組んでまいります。

【改正までの経過】

- ① 7月3日 長野労働局長から長野地方最低賃金審議会に改正諮問
- ② 8月6日 長野地方最低賃金審議会から長野労働局長に56円引上げを答申
- ③ 8月24日 異議申出に対する調査審議を経て、長野県最低賃金改正を決定
- ④ 9月2日(本日) 官報公示(10月2日から効力発生)

※明日9月3日(木)13:30から、長野県社会保険労務士会事務所(長野市中御所1丁目16-11鈴正ビル3階)にて、長野労働局長が長野県社会保険労務士会会長へ、業務改善助成金の利用促進に係る周知及び活用支援への協力について、緊急要請を行う予定です。

【取材可(事前に賃金室へご連絡ください)】

【参考１】長野県最低賃金額の推移（過去５年間）

	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
時間額	９０８円	９４８円	９９８円	１，０６１円	１，１１７円
引上げ額	３１円	４０円	５０円	６３円	５６円
引上げ率	３.５３％	４.４１％	５.２７％	６.３１％	５.２８％

【参考２】最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

１ 業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、ＰＯＳシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。〔申請先：長野労働局 雇用環境・均等室〕

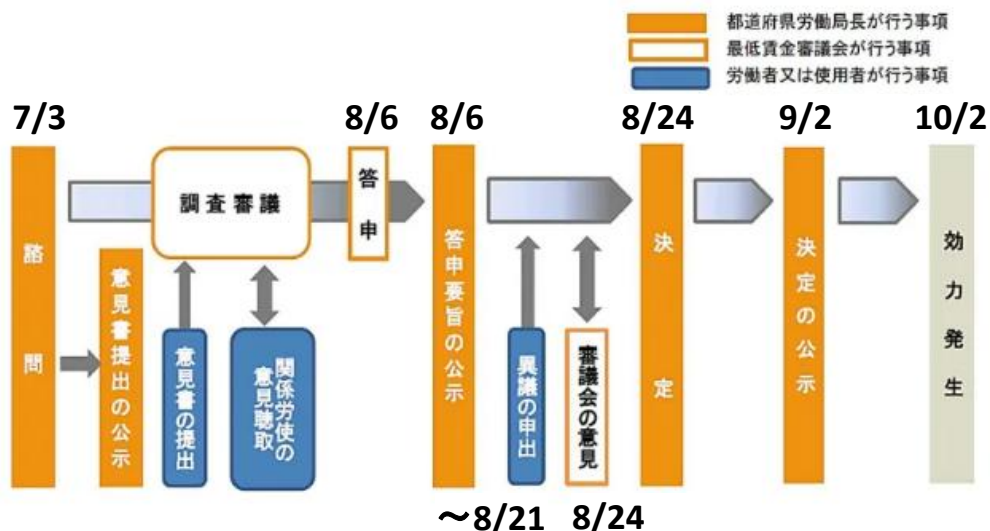
２ キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。〔申請先：長野労働局職業安定部職業対策課〕

３ 長野働き方改革推進支援センター

中小企業事業主の取り組みを支援するため、国の助成金の活用等について、専門家による相談対応、訪問コンサルティング、セミナー等をワンストップ・無料で行います。〔電話番号：０１２０－０８８－７０３ 平日９：００～１７：００ ※年末年始を除く。〕

【参考３】長野県最低賃金決定の仕組み（令和８年度長野県における今後の予定）



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から１５日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。